

監修のことば

町村議会運営については、地方自治法や会議規則などの議会関係諸法規で運営の基準が示され、また個々の問題については従来からの判例・実例を参照することにより、ある程度の運営指針を得ることができます。しかしながら諸法規はあくまでも基本的事項にとどまり、判例・実例も特定事案における解決にとどまつて、町村議会運営上生起する多種多様な問題について実務担当者の疑念に必ずしも十分に答えることができないようであります。

本書は、このような観点から第一線実務担当者が日常生起する諸問題について研究討議を重ね、統一結論を得たものを整理編集して成つたところでありますが、諸問題はいずれも町村議会の実態に即するものであり、回答結論は諸法規や従来の判例・実例等を十分に参照して妥当な線を出すよう配慮されており、一読して町村議会関係者にとつて参考となるところが極めて大きいと思ひます。

本書が、町村議会の運営のうえで、大いに活用されることを確信するとともに、大方のご叱正とご批判を受け、さらに充実したものにしたいと考えています。

昭和五十年四月

目次

〈ゼミナール編〉

第一編 総則

- 基本構想について（昭和四五年）……………一一一
- 基本構想案の修正について（昭和四四年）……………一一一
- 基本構想の策定要領について（昭和四四年）……………一一一
- 総合計画のどの部分までを議会の議決すべき事項とすべきか（平成二七年）……………一一二

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

- 市町村合併の議案とその執行について（昭和三八年）……………一一一
- 財産処分に関する協議書の効力について（法七条四項関係）（昭和五一年）……………一一二

第二章 住民

第三章 条例および規則

○ 名誉町民に関する条例について	一一二
(昭和三二年)	一一二
○ 条例の規定の疑義について (昭和四三年)	一一二
○ 条例の廃止手続きについて (昭和四七年)	一一二
○ 条例の遡及について (昭和四九年)	一一二
○ 公書の規制条例について (昭和四九年)	一一三
○ 市町村の末端組織に関する条例制定について	一一三
(昭和三六年)	一一三
○ 行政の末端組織について (昭和四五年)	一一三
○ 公布されなかった条例の再改正について	一一三
(昭和五〇年)	一一三
○ 修正権について (昭和五一年)	一一三
○ 条例の遡及について (昭和五一年)	一一三の二
○ 条例の効力について (昭和五二年)	一一三の二
○ 「規則」の一部を改正させるための方法につ	一一三の二
いて (昭和五二年)	一一三の二
○ 税条例の改正について (昭和五三年)	一一三の三
○ 一部事務組合の条例について (昭和五三年)	一一三の三

○ 要綱について (昭和五三年)	一一三の三
○ 条例の否決と関連予算の取り扱いについて	一一三の三
(昭和六〇年)	一一三の三
○ 指定管理者の指定取り消しの議決要件を議員	一一四
発議により条例修正案を提案することの可否	一一四
及び事業報告書の議会報告を求めることにつ	一一四
いて (平成一八年)	一一四

第四章 選挙

第五章 直接請求

○ 一部事務組合と住民の直接請求について	一一五
(昭和四七年)	一一五
○ 本会議における意見陳述人に係る手続等につ	一一五
いて (平成一六年)	一一五

第六章 議会

第一節 組織

第一款 定数

- 議員法定数の是非について（昭和三八年）……………一二五の二
- 在任特例と議員定数条例について（平成一八年）……………一二五の三

第二款 兼職・兼業禁止

- 経営者の立場にある者と議員の兼業禁止について（昭和三二年）……………一二六
- 経営者と目される者と議員の兼業禁止について（昭和三三年）……………一二六
- 森林組合長と町長の兼業禁止について（昭和三六年）……………一二六
- 議員の兼業禁止における「法人の役職員」に準ずべき者とは（昭和三六年）……………一二八
- 議員の資格決定について（昭和三七年）……………一二八

〔議応九六〕

- 議員の資格決定について（昭和三八年）……………一二八
- 個人経営の塗装業者と議員の兼業禁止について（昭和三九年）……………一二八
- 議員の資格決定の議決をくつがえすことができるか（昭和四三年）……………一二九
- 共同企業体構成員の会社社長と議員の兼業禁止について（昭和五〇年）……………一二九
- 「支配人」の解釈について（昭和五〇年）……………一三〇
- 議員の資格決定要求書に添付すべき書類と除斥の要否（昭和五〇年）……………一三〇
- 事業年度の途中で就退任した役員の兼業禁止と決算書の判断について（昭和五二年）……………一三〇
- 兼業禁止に関する下請負と共同企業体について（昭和五二年）……………一三一
- 「建設共同組合」と議員の兼業禁止及び除斥について（昭和五三年）……………一三二
- 議員の資格決定時に役員を辞職した場合はどうなるか（昭和五四年）……………一三三
- 議員の兼業禁止は過去の事実に遡及するか（昭和五五年）……………一三三
- 議員の資格決定に必要な証拠書類の範囲と解釈について（昭和五八年）……………一三四

第十二章 規 律

〔議応五〇〕

(品位の尊重)

第二百二条 議員は、議会の品位を重んじなければならぬ。

1 議会は、その町村の意思を決定する機関であるから、議会を構成する議員は、品位を重んじなければならぬことは当然である。品位とは何か、抽象的な言葉であるので、一概に定義づけることはできない。倫理的には「人格の有するそれ自身目的であるところの独自の価値、尊厳」とされている。

議会の有する地位、権能にふさわしい言動であるともいえようが、地方自治法第三百二十二条に規定されている「無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論」は品位に欠けるといえようし、議会の規律を守らないことは、品位を重んじているとはいえない。

2 品位ということは、倫理的要素が強いだけに、そのときの状況判断とか、主観によっても相違しようが、最終的には議会が判断することになる。

3 品位の尊重は、議場、委員会室において要求され、品位を傷つけたときは発言の取消しを命じられ、懲罰の対象になることもあるが、「議場外の行為であっても、それが議会の存立、活動と密接な関連を有し、その存立、活動を妨げ、引いてはその権威を害するようなものについては、懲罰を行いうるものである」とした判例(長崎地裁昭二七・七・四)もある。

4 議会と関係のない日常生活とか、行政視察の旅行中にひんしゆくをかう言動をして批判

されることもある。これらは議会外のことであり、拡大解釈をして本条を適用することはできないが、議員という身分を有する者として道義的責任は免れない。

(携帯品)

第三百三条 議場に入る者

は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

1 神聖な議場において、住民を代表して町村の意思を決定するのであるから、議員は品位を尊重すべきであるとともに、服装についても規制している。

2 議場とあるが、本会議場のみならず、委員会室についても適用される。議場に入る者とは、議員はもとより、議会事務局職員、説明員をも含む。

3 着用とは身につけることをいい、携帯とは携えもつことをいう。帽子、外とう、襟巻をして審議に参画していることは見苦しいし、つえ、かさ等の携帯を禁止しているのは、議場が混乱したときに凶器になるからであるとされている。

4 身体の故障によって歩行の困難な者に対しては、議長の許可を得て、つえ等の携帯を許されることがある。

5 写真機及び録音機についても携帯が禁止されている。議場に入る者は、その審議に全神経を注ぐべきで、審議の途中で写真を写したり、録音機を操作することは、審議に対する注意力が散漫になることから禁止したものと解される。

事務局の職員が、会議録調製の補助手段として録音機を持ち込むことまでも禁止するものではない。